

令和4年度（2022年度）第6回熊本県情報公開・個人情報保護審議会

日 時：令和4年（2022年）7月22日（金）10:00～  
場 所：県庁 行政棟本館5階 審議会室

次 第

1 開 会

2 議 事

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に係る対応について

(1) 前回議事録の確定

資料1

(2) 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子（案）  
における各論点について

資料2

資料3

資料4

3 閉 会

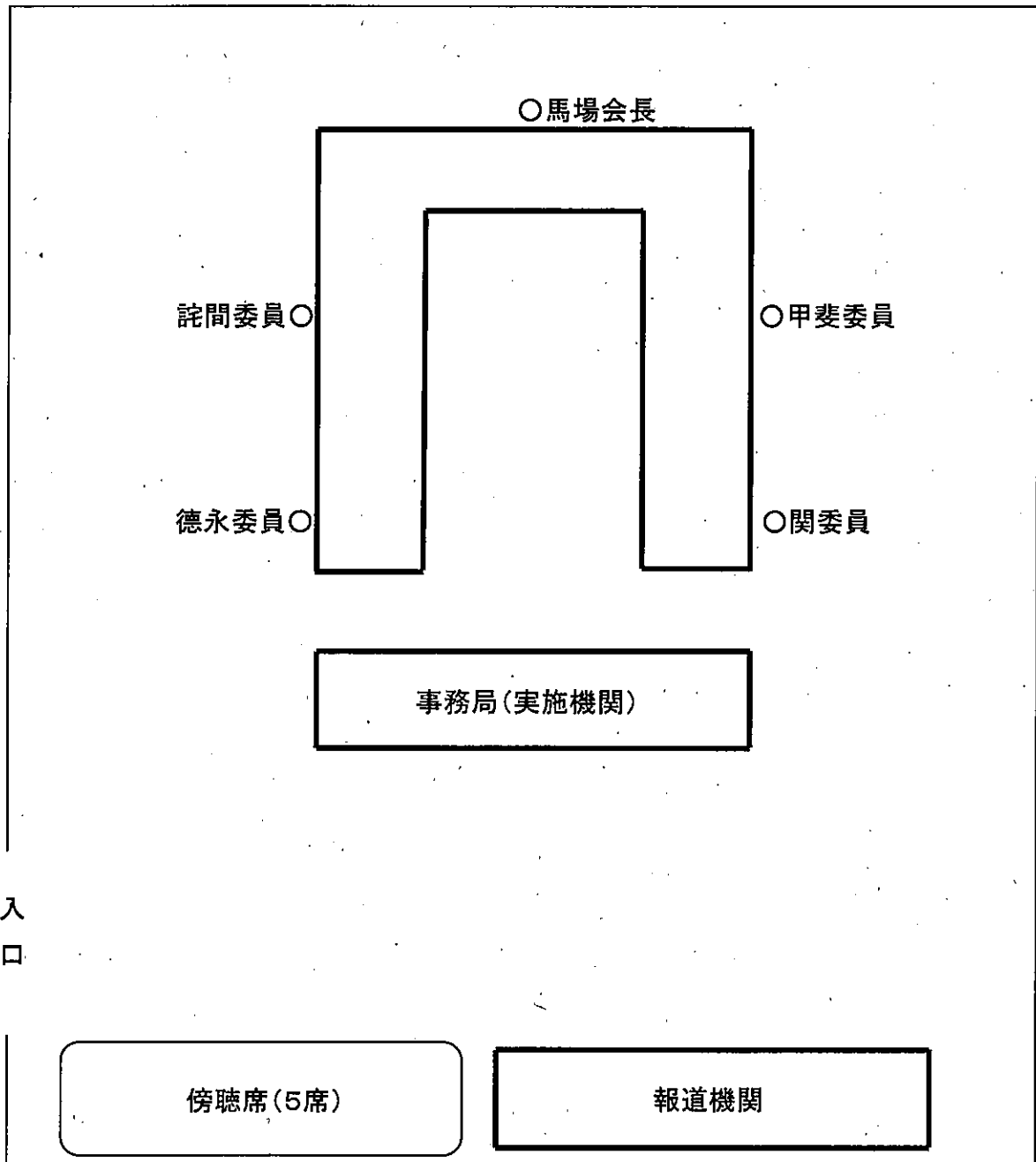
第6回 熊本県情報公開・個人情報保護審議会

配 席 図

日時：令和4年(2022年)7月22日(金)

午前10時00分～

場所：県庁行政棟本館5階 審議会室



## 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子（案）

## 1 趣旨

- ・この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語

- ・この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による。

## 3 内容

## (1) 条例要配慮個人情報

- ・規定しない。

## (2) 個人情報登録対象事務登録簿の作成・公表

- ・規定しない。

## (3) 保有個人情報開示請求に係る独自の不開示（開示）情報

- ・情報公開条例第7条第2号ウに掲げる情報のうち職務遂行情報に係る公務員の氏名を、開示情報として定める。

## (4) 保有個人情報開示請求に係る手数料等の規定

- ・開示請求手数料を無料とすることを定める。
- ・写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用（実費）を負担しなければならないことを定める。

## (5) 保有個人情報開示請求の手続（決定期間等）に係る規定

- ・保有個人情報の開示請求に係る決定等の期限を15日以内と定める。
- ・事務処理情報の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることを定める。
- ・開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の特例を定める。
- ・開示請求書には、法に規定される事項のほか、県の機関等が定める事項を記載することを定める。

## (6) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の規定

- ・個人情報保護法施行令で定める標準額を、本県における手数料額として定める。

※手数料の額については、本条例ではなく、熊本県手数料条例に定めることを想定。

## (7) 審議会への諮問に係る規定

- ・審議会への諮問を可能とする具体的事項（特に必要であると認める場合）として、①法施行条例の改正及び②運用ルールの細則の設定を規定する。

#### 4 附則

- ・この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- ・熊本県個人情報保護条例は、廃止する。
- ・その他所要の経過措置を定める。

## ●地方公共団体における条例の改廃

令和3年改正法の施行後は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報の取扱いについても基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになるため、（基本的には法の規定が直接地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されることになるため）既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなると考えられる。

ただし、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられる。条例で定められるものとして許容されるもの（許容されないもの）は、以下のとおりとされている。

### 【条例に規定されることが想定されるもの】

- ・本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

### 【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

- ・「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）
- ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- ・開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ・開示請求等の手続（法第107条第2項、第108条）
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

### 【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・令和3年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
- ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・開示請求等の手続について令和3年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

## 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子 論点個票

## 1 論点一覧

No.	項 目	法施行条例骨子	頁数
1	「条例要配慮個人情報」の規定の要否について	・ 3 (1) ※規定しない	2頁
2	保有個人情報（自己情報）開示請求に係る不開示（開示）情報について	・ 3 (3)	4頁
3	保有個人情報（自己情報）開示請求に係る決定等の期間について	・ 3 (5)	6頁

## 【凡例】

- ・ 「法施行条例」 … 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）
- ・ 「改正法」 … 個人情報の保護に関する法律
- ・ 「法施行令」 … 個人情報の保護に関する法律施行令
- ・ 「現行条例」 … 熊本県個人情報保護条例
- ・ 「事務対応ガイド」 … 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- ・ 「Q&A」 … 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

No. 1	<p>「条例要配慮個人情報」の規定の要否について</p> <p>●「要配慮個人情報」          …本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等(※)が含まれる個人情報という。          (※) …①心身の機能の障害があること。          ②本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査          ③健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。          ④本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと。          ⑤本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと。</p>
<p>現行条例の規定          ・第2条第4号</p> <p>改正法の規定          ・第2条第3項          ・第60条第5項</p>	<p>●「要配慮個人情報」の規定あり。定義は<u>現行条例と同一</u>。          ●「要配慮個人情報」以外に、<u>地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報</u>を、<u>法施行条例において「条例要配慮個人情報」として定めることができる</u>。          ※法施行条例に「条例要配慮個人情報」として定めた個人情報については、漏えいした場合、対象人数にかかわらず個人情報保護委員会への報告等が必要となる。</p>
論点	<p>●改正法における「要配慮個人情報」のほか、法施行条例に「条例要配慮個人情報」を設けるか。</p>
<p>検討の方向性          (法施行条例骨子)</p>	<p>●法施行条例に「<u>条例要配慮個人情報</u>」の規定は設けない。 ⇒ <u>現行条例と変わらない</u>。          【理由】          ・改正法における「要配慮個人情報」は、<u>現行条例における「要配慮個人情報」と同一</u>である。          ・「<u>条例要配慮個人情報</u>」の規定を設けたとしても、<u>取得や提供等に関する地方公共団体固有のルールを付加することにはできない</u>。          ・本県には水俣病やハンセン病に関する地域固有の問題が存在するが、法律に規定する要配慮個人情報である「病歴」に該当する情報を、重ねて「条例要配慮個人情報」に定めることはできない。</p>

<改正法> (抜粋)

【要配慮個人情報 (第2条第3項)】

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述が含まれる個人情報という。

【要配慮個人情報 (第60条第5項)】

この章において「要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報 (要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

<法施行令> (抜粋)

【要配慮個人情報】

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを含むものとする。 (本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- ① 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- ② 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者 (次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査 (同号において「健康診断等」という。)の結果
- ③ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の变化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- ④ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- ⑤ 本人を少年法 (昭和23年法律第168号) 第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

参考

<事務対応ガイド> (関係箇所の要旨)

【3-2-6 条例要配慮個人情報 (法第60条第5項)】

- 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」記述等を規定することができる。
- 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。
- 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。



No. 2	保有個人情報（自己情報）開示請求に係る不開示（開示）情報について
<p>現行条例の規定 ・ 第16条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ①法令秘等情報</li> <li>②開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</li> <li>③開示請求者以外の個人情報（法令・慣行公表情報、公務員の職・氏名の開示は明記 ※警察職員等は除外）</li> <li>④法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報</li> <li>⑤犯罪の予防・捜査等支障情報</li> <li>⑥評価等情報</li> <li>⑦審議、検討、協議等情報</li> <li>⑧事務事業情報</li> </ul>
<p>改正法の関係規定 ・ 第78条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ①開示請求者本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</li> <li>②開示請求者以外の個人情報（法令・慣行公表情報、公務員の職（※）の開示は明記）</li> <li>③法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報</li> <li>④国の安全、国際関係情報</li> <li>⑤犯罪の予防・捜査等支障情報</li> <li>⑥審議、検討、協議等情報</li> <li>⑦事務事業情報</li> </ul> <p>● ①情報公開条例の規定により開示することができず、②行政機関情報公開法の不開示情報に準ずる情報であつて、情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保する必要がある情報については、法施行条例において不開示（開示）情報を独自に追加で規定可能。</p>
<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報公開条例との整合を図る観点から、法施行条例に独自の不開示（開示）情報を設けるか。</li> </ul>
<p>検討の方向性 （法施行条例骨子）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「法令秘等情報」の不開示については、法施行条例に明文化しない。</li> <li>● 公務員の「氏名」の開示については、法施行条例に明文化する。 【理由】</li> <li>① 「法令秘等情報」の不開示について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行条例の「法令秘等情報」については、法令で開示を禁止している趣旨に鑑みれば、改正法における不開示規定のいづれかに該当するものと考えるため、法施行条例に定めずとも支障は生じない。</li> </ul> </li> </ul>

## ②公務員の「氏名」の開示について

- ・公務員の氏名が開示となることを県民に分かりやすく示すため。  
※警察職員等の氏名については、県情報公開条例上、開示とされたいないため、除外する。

※「評価等情報」については、県情報公開条例において不開示情報として規定されていないため、法施行条例において不開示情報として追加することは不可。（改正法において「評価等情報」は、「①事務事業情報」に該当するとして不開示とすることがあり得る。）

### <事務対応ガイド>（関係箇所の要旨）

#### 【6-1-3-1-1 不開示情報（個人に関する情報）（法第78条第1項第1号及び第2号）】

- ・（国の）行政機関においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「情報公開申合せ」という。）において、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。行政機関においては、本通知により公表を行うこととなる公務員の氏名については、法78条第1項第2号イに該当するものとして、開示されることとなる。
- ・独立行政法人等において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど情報公開申合せによることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

### 参考

### <Q & A>（関係箇所の要旨）

#### Q5-4-3（法令秘等情報）

他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第78条第1項各号において明示的に不開示情報とはされておらず、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。

#### A5-4-3

法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。

No. 3	保有個人情報（自己情報）開示請求に係る決定等の期間について									
<p>現行条例の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第4項</li> <li>・ 第19条第5項</li> </ul>	<p>● 開示決定等は、開示請求があった日から<u>15日以内</u>にしなければならぬ。</p> <p>● 事務処理上の困難その他正當な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長することができる。</p> <p>→ 最大45日</p>									
<p>改正法の関係規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第83条</li> <li>・ 第108条</li> </ul>	<p>● 開示決定等は、開示請求があった日から<u>30日以内</u>にしなければならぬ。</p> <p>● 事務処理上の困難その他正當な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長することができる。</p> <p>→ 最大60日</p> <p>● 改正法の規定に反しない限り、法施行条例で必要な規定を定めることが可能。<u>（改正法の期間よりも短い期間を法施行条例において定めることが可能。）</u></p> <p>【参考】 現行条例と改正法の期間</p> <table border="1" data-bbox="758 392 1013 1702"> <thead> <tr> <th></th> <th>原則の期間</th> <th>原則の期間から延長が可能な期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行条例</td> <td>開示請求があった日から<u>15日以内</u></td> <td>30日以内</td> </tr> <tr> <td>改正法</td> <td>開示請求があった日から<u>30日以内</u></td> <td>30日以内</td> </tr> </tbody> </table>		原則の期間	原則の期間から延長が可能な期間	現行条例	開示請求があった日から <u>15日以内</u>	30日以内	改正法	開示請求があった日から <u>30日以内</u>	30日以内
	原則の期間	原則の期間から延長が可能な期間								
現行条例	開示請求があった日から <u>15日以内</u>	30日以内								
改正法	開示請求があった日から <u>30日以内</u>	30日以内								
論点	<p>● 開示請求に係る決定等の期間について、改正法の期間よりも短い期間を法施行条例において定めるか。</p>									
検討の方向性 (法施行条例骨子)	<p>● <u>現行条例と同じ期間（原則の期間15日以内）とする。</u> ⇒ <u>運用上、現行条例と変わらない。</u></p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行条例の期間（15日以内）で、運用上、支障は生じていない。</li> <li>・ 県情報公開条例における<u>開示決定等の期間（原則の期間15日以内）との整合を図る必要がある。</u></li> <li>・ 15日以内で対応することができない場合は<u>延長により対応。</u></li> </ul>									

	<p>&lt;改正法&gt; (抜粋)  <b>【開示等の手続に係る事例との関係 (法第108条)】</b>  この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の<u>手続に関する事項</u>について、この節の規定に反しない限り、<u>条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</u></p>
<p>参考</p>	<p>&lt;Q&amp;A&gt; (関係箇所の要旨)  Q5-6-1  法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。  A5-6-1  法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、<u>開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められません。</u></p>

## 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子及び関係条例 主な論点（ポイント）

## 1 論点一覧

No.	項 目	法施行条例骨子	頁数
1	保有個人情報の管理に係る帳簿の作成及び公表について	3 (2)	2頁
2	保有個人情報開示請求に係る費用負担について	3 (4)	4頁
3	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について	3 (6)	6頁
4	個人情報の取扱いに係る審議会への諮問について	3 (7)	8頁

No.	項 目	関係条例	頁数
5	熊本県情報公開・個人情報保護審議会の役割について	熊本県情報公開・ 個人情報保護審議会条例	11頁
6	行政機関等匿名加工情報等の開示請求制度における取扱いについて	熊本県情報公開条例	12頁

## 【凡例】

- ・「法施行条例」 … 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）
- ・「改正法」 … 個人情報保護法
- ・「法施行令」 … 個人情報保護法施行令
- ・「現行条例」 … 熊本県個人情報保護条例
- ・「事務対応ガイド」 … 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- ・「Q&A」 … 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）
- ・「意見に対する考え方」 … 全国説明会を踏まえて各地方公共団体からいただいた御意見等に対する考え方（令和4年6月送付）

## 2 各論点の個票

<p>No. 1</p>	<p>保有個人情報の管理に係る帳簿の作成及び公表について</p>
<p>現行条例の規定 ・第6条</p>	<p>● 個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により、特定の個人を検索し得る状態で個人情報が記録されている行政文書を使用するものについて、帳簿（「<u>個人情報登録対象事務登録簿</u>」）を作成し、一般の閲覧に供しなければならぬ。 ※<u>個人情報の対象人数にかかわらず作成が必要。</u></p>
<p>改正法の規定 ・第75条</p>	<p>● 特定の個人を検索できるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物（個人情報ファイル）のうち、法令の要件（<u>個人情報の対象人数が1,000人以上等</u>）を満たすものについて、<u>帳簿（「個人情報ファイル簿」）</u>を作成し、公表しなければならぬ。 ● 条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>
<p>論点</p>	<p>● 「個人情報登録対象事務登録簿」（現行条例で作成・公表中）を引き続き作成し、公表するか。 ● 1,000人未満の「個人情報ファイル簿」（改正法で作成・公表の対象外）を作成し、公表するか。 ※帳簿作成・公表の目的は、①個人情報の取扱いについて県民への透明性を確保するため、②<u>県における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるため</u>、③県民が自己情報を検索する際の利用の便に資するため。</p>
<p>検討の方向性 (法施行条例骨子)</p>	<p>● 「個人情報登録対象事務登録簿」は、<u>作成・公表しない</u>。（法施行条例に規定は設けない。） 【理由】 ・ 目的や内容が重複する「個人情報ファイル簿」に統合するため。 ・ 同じ目的・内容の帳簿を二重に作成する意義が乏しく、また、県民にとっても理解しにくいため。 ● 1,000人未満の「個人情報ファイル簿」は、<u>簡略版を作成し、公表はしない</u>。（法施行条例に規定は設けない。） 【理由】 ・ 1,000人未満の個人情報ファイルであっても、業務担当者の人事異動時に利用等のルールを確実に引き継ぐとともに、対象人数が1,000人に到達したら法に基づき直ちに「個人情報ファイル簿」を公表する必要があるのであることから、1,000人未満の「個人情報ファイル簿」を作成しておく意義があるため。 ・ 前段冒頭のとおり、行政内部での適正管理を目的とする1,000人未満の「個人情報ファイル簿」は、公表を省略しても支障ないため。</p>

- ・仮に「個人情報ファイル簿」を作成・公表しなくても、個人情報に係る権利利益保護のため、改正法に規定（第五章第二節：保有の制限等、利用目的の明示、適正な取得、安全管理措置等）が設けられており、これによっても適正な管理が担保される。
- ・「個人情報登録対象事務登録簿」の閲覧実績は僅少（過去1年間で0件）であり、自己情報開示請求者は帳簿を確認しなくても、自己に関する個人情報を県が保有していることを知っている場合がほとんどであると推察される。

<Q&A>（関係箇所の要旨）

Q 4-2-1

本人の数が政令で定める数（1,000人）未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成することは可能か。  
A 4-2-1  
本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表を行うことは妨げられません。

<総務省HP一よくある質問とその回答>（関係箇所の要旨）

Q 6-6

個人情報ファイル簿とはどのようなものですか。また、個人情報ファイル簿を作成・公表することとした趣旨は何ですか。

A

個人情報には、紙文書の中やワープロソフトで作成したデータに散在的に記録されているもの（散在情報）だけでなく、データベースとして体系的に整理され、保管・利用されている「個人情報ファイル」もあります。  
個人情報ファイルは、行政運営を効率的に行う上で欠くことができないものです。一方で、不適切に利用された場合や漏えいされた場合には、個人の権利利益の侵害の度合いも、散在情報に比べて大きいと考えられます。  
このような個人情報ファイルの利用に伴う個人の権利利益の侵害の危険性にかんがみ、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるよう、個人情報ファイルを作成し、公表することとされています。  
なお、記録されている本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成・公表する義務が適用除外されている理由は、国民の権利利益の侵害が比較的少ないためです。

参考

No. 2	保有個人情報開示請求に係る費用負担について
<p>現行条例の規定 ・第21条</p>	<p>●<u>開示請求手数料を定めていない</u>（徴収していない）。</p> <p>●写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならないとされている。 ⇒写しの作成に要する<u>黒費</u>を負担。 ・紙を交付する場合…白黒1面：10円、カラー1面：30円 等 ・電磁的記録を交付する場合…CD-R代：80円 等</p>
<p>改正法の関係規定 ・第89条第2項 ・第89条第3項</p>	<p>●<u>地方公共団体の機関に開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされている。</u></p> <p>●国からは、開示請求手数料は<u>無料と定めることが可能</u>との見解が示されている。</p> <p>●国からは、開示請求手数料の算定内容と重複しない限りにおいて、写しの作成に要する<u>実費を徴収すること</u>が<u>可能</u>との見解が示されている。</p> <p>※【参考：国の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求手数料：一律300円（電子申請の場合200円）</li> <li>・写しの作成に要する「実費」：徴収していない。</li> </ul>
論点	<p>●開示請求に係る手数料を徴収するか。</p> <p>●従来どおり写しの作成に要する実費を徴収するか。</p>
<p>検討の方向性 (法施行条例骨子)</p>	<p>●<u>従来どおり開示請求手数料は、徴収しないこととする</u>（無料とする）。 ⇒第3条第1項</p> <p>●<u>従来どおり写しの作成に要する実費を徴収することとする</u>。 ⇒第3条第2項</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法下で、開示請求への対応に係る手続の量や所要時間は変わらない。</li> <li>・現行条例下では、開示請求手数料を徴収しておらず、開示請求手数料を導入すれば、<u>県民の負担増加</u>、ひいては<u>県民サービスの低下</u>につながる。</li> <li>・<u>情報公開条例上の行政文書開示請求について、手数料を徴収していないこととの整合を図る必要</u>。</li> </ul>



	<p>＜事務対応ガイド＞（関係箇所の要旨）</p> <p>【6-1-9-1 手数料の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費（※1）の範囲内において<u>条例で定めることとされている。</u></li> <li>（※1）「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用（通常郵便に加えて、本人限定受取郵便による場合の費用等も含む。）等の費用が含まれる。</li> <li>・実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や、<u>手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。</u></li> </ul>
<p>参考</p>	<p>＜Q&amp;A＞（関係箇所の要旨）</p> <p>Q5-7-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を<u>実費として徴収することはできるか。</u></li> </ul> <p>A5-7-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能</u>です。なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において<u>条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないよう留意する必要があります。</u></li> </ul>

No. 3	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について④
現行条例の規定	<p style="text-align: center;">— (制度なし)</p>
改正法の関係規定 ・第119条第3項 ・第119条第4項	<p>●「行政機関等匿名加工情報」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイルを構成する個人情報全部又は一部を、特定の個人を識別できないように加工して得られる情報であって、当該個人情報復元することができないようにしたもの。</li> </ul> <p>●行政機関等匿名加工情報の提供・利用制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイル(対象人数1000人以上)を構成する個人情報に係る行政機関等匿名加工情報を、その利用希望者へ提供し、利用させる制度。</li> <li>・県は、毎年度1回以上、利用希望者からの提案を募集する義務がある。</li> <li>・利用希望者からの提案書が提出された場合、県は改正法の基準に基づき審査を行い、適当と認められれば、行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を提案者と締結する。</li> </ul> <p>●行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を県と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として、条例で定める額の手数を納めなければならない。</li> </ul> <p>【実費を勘案して政令で定める額：個人情報保護法施行令(第31条第1項及び第2項)】</p> <p>ア イ以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本事務(受付、審査等)に対応する額 21,000円</li> <li>②行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</li> </ul> <p>※作成に係る業務委託を行う場合、当該委託先に支払う額</p> <p>イ 契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報の利用について、事業の変更に係る契約を再度締結する場合 一律 12,600円</p> <p>●行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額をどうするか。</p>
論点  検討の方向性 (法施行条例骨子)	<p>●上記政令で定める手数料額と同額を条例で定める。(県手数料条例に定めることを想定。)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からは、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、政令で標準額が示されることから、「これと異なるものを定める場合には、地方公共団体の特殊事情等の合理的な理由が必要」との見解が示されている。</li> </ul>

行政機関等匿名加工情報の提供・利用制度に係る手続については、法や事務対応ガイドにより詳細に規定されており、地方公共団体が独自にルールや手続を付加することは想定されておらず、手数料の算定に当たって勘案すべき本県の特事情等も見当たらないため。

<事務対応ガイド> (関係箇所の要旨)

【7-6 手数料等の額】

- ・地方公共団体の機関においては、手数料の額は、行政機関における手数料の額を標準として条例で手数料の額を定める。
- (1) 基本事務に対応する金額
 

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料として、提案1件当たり21,000円とする(※)。

(※) 行政事務の効率化の観点と、個別の提案に要する事務に応じた公平な負担の観点のバランスを考慮しつつ、政令第31条第1項においては、次の事務を考慮して積算している。

  - ・ 提案の審査の事務
  - ・ 審査結果等の通知及び契約の締結の事務
  - ・ 行政機関等匿名加工情報の提供の事務

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた金額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、成果物の検査等が必要となり、当該作成に必要とされる工数(単位：人時)を見積もり、当該工数に時間単価3,950円を乗じた額とする。

(3) 作成委託をする場合

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者に委託することが考えられる。この委託に当たっては、専門技術を有するエンジニアなどの要員が必要となり、行政機関等において作成するよりも人件費が高額になる蓋然性が高くなると考えられることから、委託先の事業者に対して支払う費用を素費として手数料に加算する。

参考

<Q&A> (関係箇所の要旨)

Q6-2-1

手数料を条例で定める際にはどのようなことに留意すればよいか。

A6-2-1

地方公共団体においては、行政機関等匿名加工情報の手数料について政令第31条第4項に規定する額を標準額として条例で定める必要があるところ、同項に規定する標準額と異なるものを定める場合には、地方公共団体の特事情や素費の相違等の合理的な理由が必要となることに留意が必要です。

<p>No. 4</p> <p>現行条例の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7条3項8号</li> <li>・ 7条5項3号</li> <li>・ 8条2項9号</li> <li>・ 9条2項3号 等</li> </ul>	<p>個人情報の取扱いに係る審議会への諮問について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下についての例外的な取扱いを行う場合、あらかじめ県の審議会へ諮問し意見聴取を行った上で、当該例外的な取扱いの可否を判断する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人以外からの収集</li> <li>・ 要配慮個人情報の収集</li> <li>・ 目的外利用・提供の制度</li> <li>・ オンライン結合による提供 等</li> </ul> </li> </ul>
<p>改正法の関係規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第129条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、各地方公共団体の審議会等に諮問することができる。</li> <li>● 「特に必要である」場合については、法施行条例で具体的に規定（限定列挙）する必要がある。</li> <li>● 「特に必要である」場合（国の想定例 ※事務対応ガイドやQ&amp;Aで示されたもの。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法施行条例を改廃する場合</li> <li>② 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合</li> <li>③ 改正法の範囲内で、地域独自の個人情報保護施策を実施する場合</li> </ul> </li> <li>● 現行条例で審議会への諮問が要件化されている例外的な取扱いの可否について、改正法下では、<u>審議会への諮問を要件とする条例を定めることは認められない。</u></li> </ul>
<p>論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「特に必要である」場合として、上記国の想定例①～③を法施行条例に定めるか。 （①～③の場合に審議会への諮問を可能としておくか。）</li> </ul>
<p>検討の方向性 (法施行条例骨子)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記「特に必要である」場合（国の想定例）のうち、<u>①法施行条例を改廃する場合及び②個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合</u>を法施行条例に規定する。</li> <li>● 上記「特に必要である」場合（国の想定例）のうち、③は定めない。 【理由】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ③で想定される具体例は、法施行条例に規定せずとも、①又は②に包含される。</li> <li>・ ③については、現時点では具体的な「地域独自の個人情報保護施策」が想定されない。</li> </ul> </li> </ul>

### <事務対応ガイド> (関係箇所の要旨)

#### 【8-6 地方公共団体に置く審議会等への諮問】

- ・「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。
- ・この点、個人情報取得、利用、提供、オンライン結合等への諮問を要件とする条例を定めるはならない。
- ・令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。
- ・なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくとも考えられる。

### <Q&A> (関係箇所の要旨)

#### Q7-1-1

法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要がある」と認めるとき」とは、具体的にどのような場面を想定しているのか。

#### A7-1-1

「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要がある」と認めるときとは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づき意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合。
- ・地方公共団体が法律の範囲内で地域の特異性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。

#### Q7-1-2

Q7-1-1の回答にある「定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」として、例えば、法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に該当するか否かについて、「典型的な事例」について審議会へ諮問し、審議会から答申を得るこ

とは含まれるか。

A 7-1-2

法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第129条に規定する「個人情報情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しません。

Q 7-1-1の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合は考えられます。

No. 5	熊本県情報公開・個人情報保護審議会の役割について
<p>現行条例の規定 ・第2条各号</p>	<p>●以下①～⑤の役割を規定。          ①熊本県情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。          ②熊本県個人情報保護条例第6条第4号、第7条第3項第8号及び第5項第3号、第8条第2項第9号並びに第9条第3号の規定により、調査審議し、意見を述べること。          ③熊本県個人情報保護条例第26条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。          ④特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議し、意見を述べること。          ⑤前各号に掲げる事務のほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項（※1）を調査審議し、意見を述べること。（※2）          ※1…「重要事項」とは、制度の基本的事項又はその改正等をいう。          ※2…⑤は、諮問を前提としない。</p>
<p>改正法における 国の考え方</p>	<p>(⑤について)          ●審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述については妨げられない。          → 諮問を要件とするものは規定不可。</p>
<p>論点  検討の方向性 (情報公開・個人情報保護審議会条例)</p>	<p>●上記役割⑤「個人情報の保護に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること」を改正又は廃止するか。           ●「個人情報の保護に関し必要と認めらるる事項を調査し、意見を述べること」に改正する。          【理由】          ・県審議会が自発的に行う調査、審議又は意見陳述については妨げられないこととされているため、客観性や公平性の観点から、「重要事項」に該当しない事項についても幅広く審議会の役割を残しておくことが望ましい。</p>
<p>参考</p>	<p>&lt;Q&amp;A&gt; (関係箇所の要旨)          Q7-1-3          法施行条例において、審議会等が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述に関する規定を設けることは可能か。          A7-1-3          法第129条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。</p>

No. 6	行政機関等匿名加工情報等の行政文書開示請求における取扱いについて
現行条例の規定	— (規定なし)
改正法の関係規定	<p>●改正法において、行政機関等匿名加工情報(※1)の提供制度(※2)が創設され、<u>本県にも適用される。</u></p> <p>※1…行政機関等が保有する個人情報、特定の個人を識別することができない<u>よう</u>に加工し、かつ、当該個人情報を<u>復元できないよう</u>にした情報。</p> <p>※2…別添参考資料参照。</p> <p>●国では、非識別加工情報(行政機関等匿名加工情報の前身)の提供制度が導入された際、<u>情報公開法</u>において、①非識別加工情報及び②その作成時に削除した特定の個人を識別できる記述等若しくは個人識別符号を、<u>不開示情報として追加</u>。</p> <p>●<u>本県情報公開条例</u>の不開示情報に、①行政機関等匿名加工情報及び②その作成時に削除した特定の個人を識別できる記述等若しくは個人情報符号を<u>追加</u>するか。</p>
論点	● <u>不開示情報に追加</u> する。
検討の方向性 (情報公開条例)	<p>【理由】</p> <p>①行政機関等匿名加工情報については、個人情報保護法において提供の仕組み(審査、契約、手数料納付等)が設けられており、<u>他の手続により提供されることがないよう</u>にするため。</p> <p>②作成時に削除した特定の個人を識別できる記述等若しくは個人識別符号については、それを公にする<u>と行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるため</u>。</p>
参考	<p>&lt;意見に対する考え方&gt;</p> <p>行政機関情報公開法において、行政機関等匿名加工情報を不開示情報としているのは、行政機関等匿名加工情報は法第5章第5節において提供の仕組みが設けられており<u>他の手続により提供されることがないよう</u>にすためであり、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を不開示情報としているのは、公にする<u>と行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるため</u>です。</p>





<標準様式第1-5> 個人情報ファイル簿(単票)(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

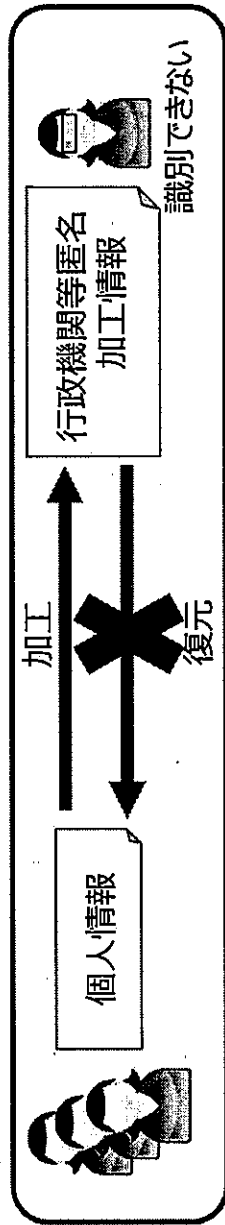
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

# 行政機関等匿名加工情報制度の概要

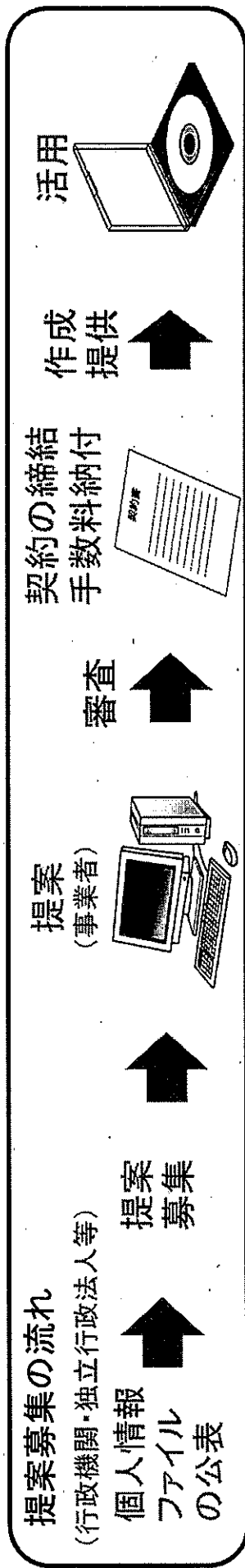
---

# 行政機関等匿名加工情報制度について

- 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報の特  
定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報をも復元できな  
いようにした情報。
- 行政機関等匿名加工情報の作成方法を個人情報保護委員会規則で定める。



- 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を  
満たす個人情報ファイルを公表。
  - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
  - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
  - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
- 事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。



# 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案からその提供までの主なフロー

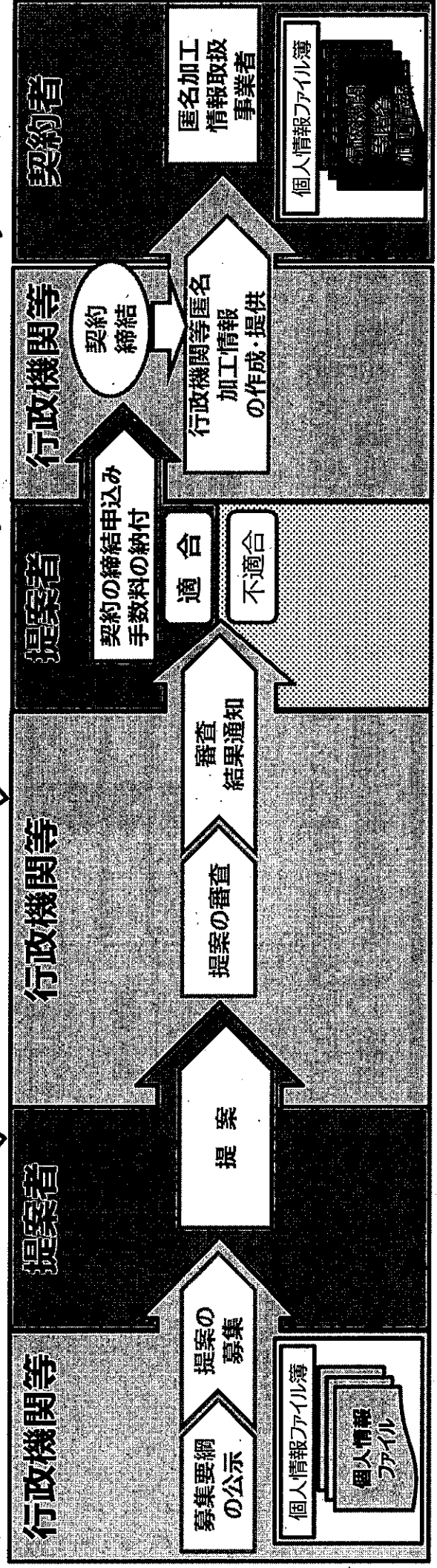
▶ 毎年度1回以上、30日以上期間を定めて、提案の募集を実施  
 ▶ 提案の募集前に、行政機関等のウェブ等で募集要綱を公示  
 ▶ 提案に必要な一定の書類の様式はウェブ等で入手可

▶ 提案者は、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人・法人は問わない  
 ▶ 未成年者等や禁固刑等の刑に処せられてから2年を経過しない者等一定の欠格事由に該当する者は提案不可  
 ▶ 提案前の事前相談可

▶ 審査基準の適合性審査  
 ①欠格事由の該当の有無  
 ②一定の加工基準に合致  
 ③事業が新産業の創出等に資すること  
 ④漏えい防止等の安全管理措置が適切であること等  
 ▶ 審査結果は個別に通知

▶ 審査基準に適合した者には、審査結果通知書に契約の締結の申込書・契約書を同封し、手数料を納付し、上記書類に必要事項を記入提出することで契約可

▶ 契約の締結後、行政機関等が行政機関等匿名加工情報を作成・提供利用目的の範囲で事業の用に供することができる



# 行政機関等匿名加工情報の審査基準及び加工基準

## ○ 審査基準

- ① 欠格事由に該当しないこと。
- ② 行政機関等匿名加工情報の本人の数が1000人以上かつ個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定の個人を識別できず、また、保有個人情報を復元できないように以下の加工基準に従い加工すること。
- ④ 事業の目的及び内容が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないこと。
- ⑥ 行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに安全管理の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なるものであること。
- ⑦ 行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、当該行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

## ○ 加工基準

行政機関等匿名加工情報の作成方法に関して、次の措置を講ずることを求める。

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）
- ② 個人識別符号の全部を削除。
- ③ 個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除。
- ④ 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除。
- ⑤ 上記のほか、個人情報と保有個人情報内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずる。

事務対応ガイド（行政機関等向け）では、個人情報保護委員会規則で定められた行政機関等匿名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて、分かりやすく示している。

# 個人情報ファイル簿

- 行政機関・独立行政法人等の保有している個人情報ファイルのあらましを記載したものが「個人情報ファイル簿」であり、e-Govまたは各機関のホームページで公表されている。
- 行政機関等匿名加工情報の募集をする個人情報ファイルである旨が記載されている個人情報ファイル簿が提案の募集対象となる。

個人情報ファイルの名称		個人情報保護取扱主任者受験者ファイル
行政機関の名称		<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; text-align: center;">個人情報ファイル簿の例</div>
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		<input type="radio"/> 〇〇省 <input type="radio"/> 〇〇局〇〇課
個人情報ファイルの利用目的		個人情報保護取扱主任者試験の実施及び合格者の選定のために利用する
記録項目		1 受験年度、2 受験番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所、7 電話番号、8 可否の別、9 合格順位、10 得点
記録範囲		個人情報保護試験の受験者（平成〇〇年度以降）
記録情報の収集方法		<input type="radio"/> 〇から〇〇により収集した。 <input type="checkbox"/> 無
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種類		令第20条7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〇法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨		該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		（名称）〇〇省〇〇局〇〇課 （所在地）〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
行政機関等匿名加工情報の概要		本人の数：1万人、情報の項目：氏名（削除）住所（都道府県単位に置換え）※作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「-」と記入
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（名称）〇〇省〇〇局〇〇課 （所在地）〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日※作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「-」と記入
備考		